

きざる可らず、吾等の要求にして斯くの如く、而かも平穩且つ公明の手段たらんには、政府者も市民も將又全國民も吾等の言に聽従す可きは勿論、當局者は誠意を以て之れを認容す可きを疑はず。吾等も亦其の貫徹に向つて最後まで勇往邁進して止まざる可し、而して吾等と利害を共通する敬愛なる各労働者階級の鞭撻と後援を熱望し以て吾等の團結をして益鞏固ならしめん事を祈らざるを得ず。

大正八年十一月

### △現在従業員の待遇

日本交通労働組合が九月初旬、極めて少數の有志に依つて企圖せられ、僅かに二箇月を出でざるに市電従業員六千餘名の加盟を見、遂に上記の如き提案をなすに至りしに就いて、之れが原因を爲すべき従業員現在の待遇は如何、組合が當局との交渉の経過を記述する前に其待遇に關する知識を準備するを必要とす。

組合幹部の説明に依る市電氣局の現在待遇法は、車掌、運轉手何れも七階級に別れ、特等一等以下六等とし、何れも物價騰貴に依る特別手当を合して、月額二十三圓の平均手当を受け、之に等級別給與を加算せるもの、其全収入なりとす。各等級に依りて加算せらるゝ金額は左の如し。

(本給) 計 一月平均千六百哩乗車手当 全収入

六等	三圓	廿六圓	二十二圓四十錢 (一哩一錢四厘)	四十八圓四十錢
五等	五圓	二十八圓	同上	五十圓四十錢
四等	七圓	三十圓	同上	五十二圓四十錢
三等	九圓	三十二圓	同上	五十四圓四十錢
二等	十三圓	三十六圓	同上	五十八圓四十錢
一等	十七圓	四十圓	同上	六十二圓四十錢
特等	二十三圓	四十六圓	同上	六十八圓四十錢

此外三箇月毎に精勤手当二圓の賞與を與ふ。之を受くる者は無事故、無缺勤、無遅刻たらざるべからず。

更に半期賞與として特等三十圓以下各等之に準じて支給さる。大正八年下半年に於ては倍額の手當を支給されたる外、更に特別手当として一人平均三十圓を給與せられたり。

以上は市電従業員各等級者の受くる収入なるが、此等は日給として支拂はるゝに在らず、乗車哩數に依る歩合制度に依るを以て、上記の賃金を得る爲めにはな責任哩數たる一箇月千六百哩の乗車を完了せざるべからず。若し之れより減じ又は三箇月に三日以内の缺勤を爲す者は、哩數の減少に依る収入減と一般手当金二十三圓の一分を減せられ、六日以内缺勤は二割引、六日を超ゆるものは三割を減額せしめ、又一箇月に六日の缺勤ありたる者は、半期賞與に於ては次等級の率に依つて支給さるゝな